グループホームにおける重度化対応に

関する指針

エイド・サポートグループホーム

グループホームにおける重度化対応に関する指針

1. 当ホームにおける重度化対応に関する考え方

重度化された場合の対応にあたっては、支援方法について、ご本人の意思ならびにご家族の意向を最大限に尊重して行わなければなりません。

　対応する上で、利用者と事業者との間で話し合いを行い、相互に同意された内容については確認をとりながら、他職種協働により本人およびそのご家族への継続的支援を図ります。

　また、重度化された場合における対応に定められた内容を遂行するため、医療機関等との連携およびチームケアを推進することにより取り組みを行います。

1. 環境の変化を受けやすい利用者、「その人らしい」生活を送ることがきるように、尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が最高のものとして実現できる支援に努めます。

（２）　できる限り当ホームにおいての生活が継続できるよう、日常的に健康管理に留意し、万が一医療的ニーズが発生した場合には適切な対応がとれるよう、医療機関との連携を図ります。

※やむを得ず、当ホームでの生活の継続が困難となった場合は、ご本人・ご家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。

1. 重度化対応の体制
2. 医療との連携体制

重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関とともに、即時対応できる連携体制を確保することから24時間体制での連携を行います。

* 1. 夜間も含め、万が一利用者が急変した際に備えて事前に相談・救急対応　ができる病院と連携しています。
  2. 業務提携している訪問看護ステーションにおいても事前に利用者の情報共有を行い、2週に1回の定期訪問に加え、日常的な相談、24時間で相談・訪問看護を行うことができます。

【協力医療機関】

・船橋北病院（船橋市金掘町521-36）TEL047-457-7151

・セコメディック病院(船橋市豊富町696-1)TEL047-457-9900

・総武病院（船橋市市場3-3-1）TEL047-422-2171

・済生会習志野病院（習志野市泉町1-1-1）TEL047-473-1281

・秋元病院（鎌ヶ谷市初富808-54）TEL047-446-8100

・三橋病院（習志野市実籾2-21-1）TEL047-472-8121

・千葉徳洲会病院（船橋市高根台2-11-1）TEL047-466-7111

・ハピネス訪問看護ステーション（船橋市新高根6-38-12）TEL047-407-2302

1. 他事業所との連携によるチームケアの体制

利用者に関する様々な事業所との連携から、チームケアを行うことを基本とし、利用者が常により良い生活を送ることができるような体制を構築します。

* 1. 重度化に伴う個別支援計画の作成

重度化しても「その人らしい」生活を送ることができるように、生活支援ニーズの変化に応じて、サービス管理責任者が個別支援計画を作成し、ご本人・ご家族とともに生活支援の目標を定めます。

* 1. 個別支援計画に沿った支援の実施

ご本人・ご家族とともに話し合いを行い、作成した個別支援計画に基づき、一人ひとりの心身の状態に応じた、適切な支援の提供に努め、関係事業所への情報共有を行います。

* 1. 家族・地域との連携

ご家族および地域住民とのネットワークの支えにより、重度化しても尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が維持できるようご家族・関係事業所との綿密な情報共有に努めます。

1. 重度化対応に関する各職種の役割

(管理者)

・職員に対する教育・研修

・職員への指針の周知・徹底

・ご家族への説明

・関係事業所への連絡

・通院同行

(サービス管理責任者)

・職員に対する教育・研修

・職員への指針の周知・徹底

・重度化に伴い起こりうる処置への対応

・ご家族への説明

・関係事業所への連絡

・重度化に関する個別支援計画の作成

(生活支援員)

・重度化に伴い起こりうる処置への対応

・通院同行

・買い物の代行

・日中における緊急時の対応

(世話人)

・重度化に伴い起こりうる処置への対応

・きめ細やかな食事提供

・身体的、精神的緩和ケア

・コミュニケーション

・心身の状態のチェックと経過の記録

・定期的なカンファレンスへの参加

・夜間時における緊急時の対応

1. 入院時の対応について

当ホームでは、利用者に急変が生じた場合は速やかに連携医療機関に相談のうえ、入院に必要な対応を行っています。

原則として入院に関する全般は、ご家族に対応して頂くこととし、緊急性がある場合などにおいて、救急車への同乗、救急隊・担当医師への状況説明、入院手続きをこちらで行います。

　入院に関する利用契約については、最大３ヶ月の期間を定め、それを超える場合において双方合意のもと利用契約を終了して頂きます。

３ヶ月を超えてもすぐに退院の目途が立っている場合は利用を継続して頂くこととし、万が一利用終了した後でも退院後にグループホームに空きがあり、希望があれば再度利用契約を行います。

利用料については、食費、水道光熱費、日用品費は日割計算をすることとし、入院中は頂きません。

1. 職員に対する教育・研修

利用者への重度化に対応するための支援技術、専門知識の習得を目的とし、支援の質の向上を目指し教育、研修を行います。

【社内研修】

* 1. 重度化に伴う支援の知識と技術
  2. 重度化に伴い起こり得る機能的・精神的変化への対応
  3. チームケアの充実
  4. 重度化対応の振り返り、検討

【外部研修】

* 1. 精神障害者ホームヘルパー養成研修(千葉県)
  2. 重度訪問介護従業者研修(千葉県)
  3. 強度行動障害支援者養成研修(千葉県)
  4. 発達障害コミュニケーション指導者初級講座

(日本医療福祉教育コミュニケーション協会)

* 1. 発達障害・精神障害のこどもの支援に関わる人の為の心理

(AGヒューマン株式会社)

* 1. 精神保健指導過程研修(精神保健研究所)
  2. 精神疾患の症状とアプローチ(東京メンタルヘルス・こころアカデミー)

この指針は、平成28年6月1日からとする。